

共済組合(一般組合員)の年金制度

長期給付係
(082) 513-4959

公的年金制度の種類 「働き方によって、加入する制度が異なります。」

平成27年10月に地方公務員等の共済年金は、厚生年金に統一されました。

地方公務員の年金制度は、わが国の公的年金制度の一つです。

公的年金制度は、全国民を加入対象とする「国民年金(基礎年金)」を1階部分とし、被用者(民間の会社員や公務員等)を加入対象とする「厚生年金」を2階部分として構成されています。

公務員等の厚生年金には、3階部分の年金として、退職等年金給付(年金払い退職給付)の制度が設けられています。

自営業者 無職・学生	民間の会社員	公務員 私学教職員	公務員・会社員の 被扶養配偶者
	厚生年金基金 (任意加入)	退職等年金給付 (年金払い退職給付)	(3階部分)
国民年金基金 (任意加入)	厚生年金(旧共済年金) (厚生年金相当部分)		(2階部分)
基礎年金(国民年金) (20歳以上60歳未満の全ての国民が加入)			
国民年金 第1号 被保険者	国民年金 第2号 被保険者	国民年金 第3号 被保険者	(1階部分)

共済組合の年金の種類 「3つの年金と1つの手当金があります。」

年金等の名称	年金の支給要件等
老齢厚生年金	① 本来支給 の老齢厚生年金(65歳以上の者) 組合員期間等(※)を 10年以上 有し、公務員の共済組合員期間が、 1月以上 ある方に、65歳から支給されます。
	② 特別支給 の老齢厚生年金(60歳から64歳までの者) 昭和36年4月1日以前生まれの方で、組合員期間等(※)を 10年以上 有し、公務員の共済組合員期間等が 1年以上 ある方に、65歳になるまでの間支給されます。
障害厚生年金 障害手当金	組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、障害の程度が一定以上であると認定された場合に支給されます。 また、組合員期間中に初診日のある傷病が5年以内に治っており、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残っている場合、障害手当金が一時金として支給されます。
遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したときや、年金の受給権者が死亡したときに、遺族に該当する者がいる場合に支給されます。

※ 組合員期間等…①公務員共済組合の加入期間 ②日本私立学校振興・共済事業団の加入期間 ③厚生年金保険の被保険者期間 ④国民年金の保険料納付済期間(国民年金第3号被保険者期間を含む。) ⑤国民年金の保険料免除期間等を合算した期間。

注1 一般的に「①本来支給の老齢厚生年金」と、「②特別支給の老齢厚生年金」の額は、ほぼ同様。

注2 共済組合の一般組合員(再任用フルタイム勤務者、任期付職員等)である期間中の在職老齢年金は、『賃金(標準報酬月額+賞与)』と『年金額』の合計が**停止基準額**を超えた場合、年金の額を調整します。(公務員独自の3階部分の年金(旧職域年金額及び年金払い退職給付)は、全額停止。)

※ 令和5年4月1日現在、年金の**停止基準額**は、「48万円」。(毎年、1万円単位で改定)

※ **一般組合員**の公的年金制度及び年金請求手続等は、公立学校共済組合広島支部・本部のホームページ参照。

年金請求時等に必要な基礎年金番号



『基礎年金番号』は、「個人型確定拠出年金（iDeCo）」の加入手続や将来、老齢厚生年金等を請求する際に必要な「10桁の番号」です。この『基礎年金番号』は、次の書類等で確認することができます。

公務員等の共済組合は、一般組合員に「①年金手帳」を交付していませんが、日本年金機構が、わが国に居住する20歳以上60歳未満の者全員に基礎年金番号を付番して、「②基礎年金番号通知書」を送付しています。（送付時期：平成9年1月頃）

また、「③ねんきん定期便」や、「④年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」にも記載しています。

ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、一般組合員の皆様に年金加入記録を確認していただくと共に、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢厚生年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

- ① 「ねんきん定期便」は、毎年、1回、誕生日月の25日頃に公立学校共済組合本部から送付します。
 - ※ 毎月、1日生まれの者は、誕生月の前月25日頃発送。
 - ※ 短期組合員の「ねんきん定期便」は、日本年金機構が送付。
- ② 「ねんきん定期便」は、公立学校共済組合広島支部へ登録している住所へ送付します。
 - ※ 登録している住所・氏名等が変更した場合は、速やかに手続をしてください。
- ③ その他の詳細は、公立学校共済組合本部ホームページ「ねんきん定期便」を参照してください。

《参照》公立学校共済組合本部ホームページ「ねんきん定期便」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/nenkinteikibin/index.html>

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）に伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利息とともに退職するまで積み立てます。積み立てた額（給付算定基礎額）を基に決定した年金（払い退職給付）は、原則、65歳から支給されます。

※ 給付算定基礎額残高に関する情報をお知らせするため、毎年1回、7月下旬に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を公立学校共済組合本部から送付します。

《参照》公立学校共済組合本部ホームページ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/zandakatuutisyo/index.html>